

2026年度供給計画届出書の運用要領

2025年11月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課電力供給室

項目	内容
1. 届出	
(1) 届出内容	<ul style="list-style-type: none">○電気事業法第29条第1項の規定に基づく同法施行規則第46条に規定された項目及び電力広域的運営推進機関の業務規程第28条第3項の規定に基づく情報。○同規則第46条第1項に規定する「能力を変更する主要な送電線路」とは、様式第32第6の1表に記載する項目において大幅な変更がある設備改造等のことをいう。
(2) 様式	<ul style="list-style-type: none">○同規則第46条に規定された項目毎に定められた様式。○届出書（様式第32）の提出は電子媒体を原則とし、電子署名を設けること。各表及び添付書類（様式第32第1表～第8表、様式第33～38の2）については、電力広域的運営推進機関が指定する形式に従うこと。
(3) 届出期限	<ul style="list-style-type: none">○当該年度の開始前に、電力広域的運営推進機関を経由して届け出ること。○電力広域的運営推進機関への提出期限については、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針に従うこと。
(4) 届出先等	<ul style="list-style-type: none">○電力広域的運営推進機関（広域機関システム）に提出する。 ただし、事業休止中等に限り、表紙に捺印した書面での提出も可とする。○提出時は、電子署名を付与すること。
2. 変更届出	
(1) 取扱い	<ul style="list-style-type: none">○届出内容に変更があった場合で2-(2)に該当するときは、その都度変更の届出を行う。ただし、変更届出の時期が翌年度供給計画の届出時期とほぼ同じ場合には、事前の説明をもって処理し、当該年度供給計画の変更届出を省略することができる。○変更の届出を行う場合には、2-(2)に該当する項目以外の項目についても不整合のないよう、その内容を見直すこと。
(2) 変更届出の対象	<ul style="list-style-type: none">○変更の届出は、供給計画が広域的運営の基礎となる電気の供給や電気工作物の設置及び運用にかかるものであることに鑑み、原則、以下のいずれかの内容に変更があった場合とする。<ul style="list-style-type: none">①様式第32第1表「年度別の大電力供給計画表」、第2表「年度別の大電力供給量計画表」、第3表「月別の大電力供給計画表」及び第4表「月別の電力量供給計画表」については、電力の需給バランスに重大な影響を与える変更が生じた場合。^(※1)②様式第32第5表「発電所及び蓄電所の開発等についての計画書」については、第10年度以内に使用を開始予定の計画（一括して記載している計画、並びに水力発電所及び地熱発電所の改良工事等に伴う最大出力の軽微な変更を除き、計画の中止等を含む。）であって、電力の需給バランスに重大な影響を与える変更が生じた場合。^(※1)③様式第32第6の1表「主要送電線路の整備計画書」、第6の2表「主

	<p>要変電所の整備計画書」及び第6の3表「広域系統整備計画」については、当該年度に着工予定の計画であって、当該年度に届け出る法第9条の規定に基づく届出内容に変更が生じた場合（一括して記載している計画を除き、計画の中止等を含む。）。</p> <p>④様式第32第8表「電気の調達に関する計画書」については、原子力に係る計画等内容に大幅な変更が生じた場合。</p> <p>⑤設備の容量が10万kWを超える発電等用電気工作物の廃止、休止及び長期計画停止（最大出力を減少させる場合も含む）に係る届出内容に変更が生じた場合。^(※2)</p>
(3) 様式	<ul style="list-style-type: none"> ○同規則第46条に規定された項目ごとに定められた様式。この場合、供給計画変更届出書（様式第39）とは別に、変更を必要とする理由を記載した書類を添付すること。 ○現行供給計画届出書の「見え消し版」も作成すること。 ○届出書（様式第39）に電子署名を設けること。変更の対象となる表については、電力広域的運営推進機関が指定する形式に従うこと。見え消し版も同様とする。
(4) 届出期限	<ul style="list-style-type: none"> ○届出内容の変更を決定した後、速やかに届け出ること。
(5) 届出先等	<ul style="list-style-type: none"> ○電力広域的運営推進機関（広域機関システム）に提出する。 ○提出時は、電子署名を付与すること。

(※1) 「電力の需給バランスに重大な影響を与える変更が生じた場合。」とは、以下のとおりと解釈する。なお、変更計画の提出の要否及び提出時期については、個別事象に応じ資源エネルギー庁電力基盤整備課と協議する。

- (1) 事象発生により、供給区域の供給予備率又は調整力確保量等が大幅に低下する期間が長期間にわたるか、又はそのおそれがあり、供給力確保に支障が生じるおそれがあると判断される場合。
ただし、原子力発電にあっては、計画外停止等により、原子炉等規制法第43条の3の17に基づく運転計画の変更届出に該当し、かつ、これに該当する会社の重大な意志決定について公表する場合については、供給予備率の低下の度合いにかかわらず、安定供給に支障が生じるおそれがあると判断される場合がある。
 - (2) 供給区域の供給力に裕度がある場合を除き、事象発生により、供給力が大幅に増加すると判断される場合。
 - (3) 小売電気事業者が法第2条の6に基づく変更登録を行ったとき。
 - (4) 事象発生により、月別の電力量供給計画について、電源構成の大幅な変更が長期間にわたるか、又はその可能性がある等、安定供給に支障が生じるおそれがあると判断される場合。
- (※2) なお、変更計画の提出の要否及び提出時期については、個別事象に応じ資源エネルギー庁電力基盤整備課と協議する。